令和3年度 第1回「鎌倉市歴史的風致維持向上計画協議会」議事録

- **1** 日 時 令和 3 年 (2021 年) 10 月 12 日 (火) 午前 10 時~午前 11 時 45 分
- 2 場 所 オンライン開催
- 3 出席者 協議会名簿のとおり(傍聴者なし)
- 4 会議次第
 - (1) 開会
 - (2) 会長及び副会長の選任
 - (3) 議事 鎌倉市歴史的風致維持向上計画の見直しについて
 - (4) その他
 - (5) 閉会

5 配付資料

- 資料1 会議次第
- 資料2 委員名簿
- 資料3 鎌倉市歴史的風致維持向上計画協議会条例·施行規則
- 資料4 取組の経緯
- 資料 5 鎌倉市歴史的風致維持向上計画の変更 (素案)
- 資料6 今後のスケジュール

【参考資料】

- 参考資料1 前回法定協議会議事録(令和3年3月18日開催)
- 参考資料2 中間評価のポイント
- 参考資料3 社会資本総合整備計画 街なみ環境整備事業 (案)
- 参考資料4 計画の変更方針
- 参考資料 5 歴史的風致維持向上計画の計画評価について

6 会議の概要

(1) 開会

事務局 ただいまから「令和3年度第1回鎌倉市歴史的風致維持向上計画協議会」を開催する。本日の出席状況は、鶴岡八幡宮の龍山委員が都合により欠席となり、総数17名のうち16名の出席となる。したがって、「本協議会の条例施行規則」第3条第2項の規定に基づき、委員の過半数が出席しており、会議が成立していることを報告する。また、本日は委員改選後、初めての開催となるので、議題の2「会長及び副会長の選任」まで、議事進行を事務局である都市景観部長の吉田が務めることとしたいが、よろしいか。

委員一同 異議なし

事務局
それでは議事進行を都市景観部長が務める。

(2) 会長及び副会長の選任

吉田都市景観部長 会長及び副会長の選任について、本協議会の条例施行規則では、委員の 互選によってこれを定めると規定されている。初めに会長を選任したいと思うが、 どなたか推薦はあるか。

大木委員 当初からこの協議会の会長を務めている西村委員が適任なのではないかと思う。 吉田都市景観部長 只今、西村委員を推薦するとの意見があった。委員の皆様の意見はいか

がか。

委員一同 異議なし。

吉田都市景観部長 西村委員に本協議会の会長をお願いしたいと思うが、西村委員はいかが か。

西村委員 引き受けたいと思う。

吉田都市景観部長 次に副会長の選任だが、西村会長からの推薦はあるか。

西村会長 副会長には、文化財専門である小林委員を推薦したいと思うがいかがか。

吉田都市景観部長 只今、西村会長から小林委員を推薦するとの意見があった。委員の皆様 の意見はいかがか。

委員一同 異議なし。

吉田都市景観部長 小林委員に本協議会の副会長をお願いしたいと思うが、小林委員はいか がか。

小林委員 引き受けたいと思う。

吉田都市景観部長 会長と副会長が決定したため、この後の議事進行を西村会長にお願いする。

西村会長 本協議会の会長を引き続き務めることになったため、議長として進行する。はじめに、本協議会の目的を確認すると、鎌倉市歴史的風致維持向上計画の取組状況について、委員の皆さんと情報を共有するとともに、本協議会での議論や意見を踏まえながら、本計画の着実な推進を図っていくことを主たる目的として開催している。今回の協議会では、計画の変更(素案)を主な議題としているので、後ほど委員の皆さんに議論をしていただきたいと思う。

(3) 議事 鎌倉市歴史的風致維持向上計画の見直しについて

西村会長 それでは議事に入りたいと思う。鎌倉市歴史的風致維持向上計画の見直しについて、事務局から説明をお願いする。

事務局 鎌倉市歴史的風致維持向上計画の見直しについて説明する。

資料4の資料をご覧いただきたい。平成26年に開始した計画の検討準備から現在に至るまでの経過をまとめている。計画の実施1年目から4年目までは、本協議会及び庁内委員で組織する検討部会を活用し、計画を推進するとともに、毎年度、事業の進捗評価を実施した。実施5年目の令和2年度には、中間評価を実施し、計画期間の上半期を対象に、計画の達成状況を評価するとともに、今後の課題を抽出し、各課題の解決に向けた対応の検討などを行った。この結果を踏まえ、令和3年度に本計画の一部変更について検討を進め、変更計画の素案をまとめてきたところである。

次に、資料5を用いて、変更計画の素案の内容について説明する。資料5の資料 をご覧いただきたい。資料5の構成だが、本編の赤い冊子のうち、冒頭の部分と、 第6章の構成事業に関する部分について、変更後の内容をまとめている。また、構成事業の変更に伴い、記載内容が変更になる部分については、38ページ以降に新旧対照表の形で整理している。なお、資料5は本編を補足し、強化する内容のものとして位置付けるため、名称は「増補版」とし、本編と増補版は一体のものとして取り扱うこととする。

はじめに、1ページの下、今回、計画の見直しを行うこととした理由についてだが、「計画の策定から5年以上の年月が経過し、その間、まちづくりに関する状況変化が生じていること、また、計画期間の中間年に実施した評価の結果に示された課題や方向性に的確に対応することで、効果的、効率的に今後の歴史まちづくりを推進する必要があるため、今回、計画の見直しを行うこととした。」ということを記載している。

2ページ目の中間評価・検討の流れ以降については、別の資料で概要版をまとめているので、こちらを用いて説明する。なお、概要版の資料は、来週 10 月 18 日から行うパブリックコメントで、変更計画の概要を紹介するために、市民向けにまとめたものである。

それでは、概要版の3枚目から説明する。「歴史的風致維持向上計画」についてだが、歴史的な建造物が壊され、良好な市街地の環境が失われつつあるなどの課題に対応するため、平成20年11月に 「歴史まちづくり法」が施行された。これを受け、市では、「歴史的遺産と共生するまちづくり」を推進するため、「鎌倉市歴史的風致維持向上計画」を策定した。 この計画の計画期間は10年間で、平成28年1月に国の認定を受け、関連する事業を推進している。

(概要版4枚目)歴史まちづくり法では、歴史的な建造物と地域の歴史や伝統を 反映した人々の活動が一体となった市街地環境を「歴史的風致」と定義している。 鎌倉では、中世からの都市形成の過程で、社寺や別荘建築など、様々な歴史的遺産 が生まれ、これらを舞台に祭礼行事や生活が営まれている。計画では、まちの情緒 や風情を醸し出し、良好な市街地環境を形成する要素の中から、6つの「歴史的風 致」を定めている。

(概要版5枚目) まちの魅力に磨きをかけるため、史跡や建造物の整備、トイレや観光案内板、歩道の整備などの公共施設等の整備と適切な管理に関する25の事業を計画に位置付け、推進してきた。

(概要版6枚目)計画の上半期5年間の取組の成果として、「古都保存法施行50 周年記念事業」「(仮称)鎌倉歴史文化交流センター整備事業」「史跡永福寺跡環 境整備事業」「鎌倉彫振興事業所整備事業」の4つの事業を完了している。

(概要版7枚目)計画の推進にあたっては、PDCA サイクルを活用した計画評価を行うこととしており、令和2年度は計画期間の中間年度にあたるため、中間評価を実施した。 中間評価では、計画期間の上半期を対象に、計画の達成状況を評価し、課題解決に向けた対応を検討した。

(概要版8枚目)次に、中間評価による計画の見直しの方向性について説明する。 中間評価では、事業の遅延の原因に「事業財源の不足」と「人的な課題」をあげ、 その対応として、「国支援事業」の活用と「官民連携の強化」を図ることとした。 また、計画の推進に必要な見直しを行うこととした。

(概要版9枚目)今回の見直しでは、計画の一部を変更することとし、4つの事業の内容変更と4つの事業の追加を計画に位置付け、令和3年度から7年度までの下半期の事業を推進することにした。

(概要版 10 枚目) 次から、計画の一部変更(案)の概要について説明する。まず、「歩行環境改善事業」について、従来の、単一の道路の歩行環境の改善を行う事業内容を見直し、地域に展開する歴史的遺産を結ぶ散策ルートなどを整備する事業に変更する。ルート上に、道標や案内板を設置し、また、道路の美装化などの整備を行うことで、歴史的遺産等の一体的な整備・運営を目指す。これに伴い、事業名を「歴史的遺産をつなぐ散策路等整備事業」に変更する。

(概要版 11 枚目) 「観光案内板等整備事業」について、事業内容を見直し、従来の観光案内板の新設に加えて、観光客の集中や混雑に対応するため、携帯端末を活用し、市内の主要な観光・文化施設の混雑状況などの提供を進める。

(概要版 12 枚目) 「交通需要マネジメント事業」について、事業内容を見直し、従来のパークアンドライドなどの自動車から公共交通への転換施策に加えて、ロードプライシングの実施によって、地域の交通渋滞の緩和を図る。併せて、歩行者尊重道路における歩行者の安全対策を進める。これに伴い、事業名を「人と環境にやさしい徒歩と公共交通を中心としたまちづくり事業」に変更する。

(概要版 13 枚目) 「緑地維持管理事業」について、事業内容を見直し、従来の市 有緑地の維持管理に加えて、鎌倉市緑地維持管理計画に位置付けた約 61 箇所の緑 地について、施設の更新や樹木の剪定、伐採など、計画的な維持管理を行う。 これ に伴い、事業名を「緑地維持管理事業・緑地維持管理計画推進事業」 に変更する。

(概要版 14 枚目)次からは、新たに追加する事業について説明する。「若宮大路・小町通り景観形成ガイドライン運用等事業」の追加について、鶴岡八幡宮の参道・商店街である若宮大路と小町通りでは、建築物などの形態意匠の制限について明確な基準がないため、「景観形成ガイドライン」を策定し、地元、行政、設計者が一体となって景観を作っていくための指針として運用を図る。

(概要版 15 枚目) 「屋外広告物条例の制定・運用事業」の追加について、これまでの屋外広告物の規制・誘導の実績を下地に、地域特性を踏まえた制度として市独自条例を制定し、適切な運用を図る。

(概要版 16 枚目) 「博物館等運営事業・市内歴史・文化施設の連携事業」の追加 について、鎌倉国宝館と鎌倉歴史文化交流館の連携による運営を強化し、市内に多 く在る文化財を効果的に公開・活用する。また、市内の県・市・民間の歴史・文化 施設との連携に取り組む。

(概要版 17 枚目) 「鎌倉市にふさわしい博物館事業」の追加について、「鎌倉市にふさわしい博物館基本計画」を策定し、事業の推進を図る。また、この構想にある「エコミュージアムの構築」の考え方と歴史まちづくりとの関係性について検討を進める。

(概要版 18 枚目) 次から、優先性が高く、重点化して推進する事業について説明する。「歴史的風致形成建造物保存整備事業」の重点化について、 地域にある歴史

的風致形成建造物について、保存活用に必要な耐震改修や修繕などを行う。また、 官民連携による利活用を推進する。

(概要版 19 枚目)「史跡環境整備事業」の重点化について、大町釈迦堂口遺跡など、市内に点在する国指定の史跡について、適切な保存管理と公開活用を行うため、防災工事、歩行路の確保、史跡説明板の設置などを行う。

次に、今後のスケジュールについて、資料6を用いて説明する。資料6又は画面共有中の資料をご覧いただきたい。表の「①法定協議会」及び「②歴史的風致維持向上計画の変更」については、本日の協議会を踏まえ、来週10月18日(月)から11月16日(火)まで、市民へのパブリックコメントの募集を行い、パブリックコメントで得られた意見の反映を検討した後、12月中に再度、本協議会を開催し、計画の変更を確定していく予定である。「③進行管理・評価」については、併行して毎年度実施する各事業の進行管理・評価を行い、年度末の3月に本協議会を開催し、内容を確認いただく予定である。「④国補助制度の活用」については、令和4年度から「街なみ環境整備事業」を活用し、事業の一層の推進を図っていくため、その準備を進めたいと考えている。「⑤歴史的風致形成建造物の指定」については、令和3年度は旧諸戸邸(旧長谷子ども会館)を歴史的風致形成建造物に指定する予定である。以上で計画の変更素案等についての説明を終える。

西村会長 ただいまの説明について、質問や意見があれば、発言をお願いする。この計画は 歴史まちづくり法に基づく計画のため、きちんとパブコメを行い、それを確認する 協議会を 12 月に開く予定としている。議論はそこでもできるが、その時期だとだい ぶ計画が固まっていると思うので、大きな議論については、本日が行うタイミング であると思う。確認の意味で聞くが、いくつか計画が追加されたり削られたりして

いる。削られているのはどのような理由からか。

事務局 (概要版8枚目)を用いて説明する。これまで進捗が思わしくない事業については、既存事業の一部見直しを行うこととしている。アの「歩行環境改善事業」については、長谷駅周辺の歩行環境の改善を図ろうと事業を進めてきたが、地元の合意形成が難しく取組が困難になっていたため、事業内容を見直し、単一の道路の歩行環境の改善を行う事業から、地域の歴史的遺産を結ぶ散策ルート等を面的に構築する事業に変更する。そうすることで全市的に歴史的遺産等の一体的な整備を目指していこうと考えている。イの「北鎌倉県道沿い歩行空間整備事業」については、こちらも地元の合意形成が難しく、かつ、具体的方策が見つかっておらず、未着手となっており、なかなか進まないことが課題であるが、事業の計画期間を延長し、検討を進めていく。なお、新規事業の追加については、資料中段の4事業である。重点化を図る事業については、資料下段の5事業である。

西村会長 進捗が思わしくない事業は用地買収が関係している事業であり、相手があること なので、なかなか計画どおり進まないこともある。他に意見等あるか。

赤松委員 構成事業の遅延の原因への対応策を「国支援事業(街なみ環境整備事業等)の活用」と「官民連携の強化を図る」としているが、街なみ環境整備事業というのは具体的にどの事業に活用される予定なのか。また、官民連携の強化というのは具体的にどんなことを想定されているのか。

事務局 街なみ環境整備事業の対象事業を説明する資料として、参考資料3「社会資本総合整備計画(案)」を添付している。歴史的風致形成建造物の保存活用や散策路等の案内板及び観光案内板等の整備などが主な対象となる。予定している事業としては「扇湖山荘庭園等整備事業」、「鎌倉文学館保存改修事業」、「旧諸戸邸保存改修事業」、「御成小学校旧講堂改修事業」、「荏柄天神社参道道路美装化事業」、「観光案内施設整備事業」、「散策路等の整備事業」である。

官民連携の強化については、歴史的建造物の運営面で民間活力の導入を視野に入れて各施設で検討を進めている。鎌倉市の事例として旧村上邸で官民連携している事例がある。今後改修を予定している施設に関しても、利活用や運営形態について官民連携を引き続き検討していきたいと考えている。

赤松委員 理解した。

齋藤委員 概要版資料中の屋外広告物条例のページについて、資料が小さくて見えづらいの でもう少し大きくした方がよいと思う。

事務局 屋外広告物条例の制定については、別で8月にパブコメ等を実施しており、12月 議会での制定に向けて、都市景観課で作業を進めているところである。スライドが 見にくい点は内容を修正し、見やすい資料にしていきたいと思う。

齋藤委員 了解した。できれば8月にパブコメを行った等も周知すれば分かりやすいと思う。 西村会長 この計画の性格上、それぞれの課で併行して動いている事業を歴まち計画で東ね ることによって、鎌倉市の歴史的風致として全体的にどんなことが動いているかと いうことが一望できるようになる。今までは、それぞれの課がそれぞれの事業を頑 張っていたが、全体的に分かりやすく毎年進捗が報告される形になり、そのような 意味では、意義があると思う。分かりにくくなっているところもあるので少し誤解 のないようなことを説明していただければと思う。

大木委員 屋外広告物条例に関する質問だが、制定の時期の目標と他市の条例と同じように 罰則を含む条例という理解でよいか。今まで屋外広告物条例が鎌倉になかったとい うことがなぜだろうと思ったので、条例ができることはいいことだと思う。

事務局 屋外広告物条例制定の作業状況だが、8月にパブコメを行い、12月議会への提案 に向けて作業を進めているところである。施行は令和4年4月を予定している。今までは、神奈川県の屋外広告物条例を運用していた。運用事務は平成11年から鎌倉市で行っており、景観計画に基づく鎌倉の屋外広告物のデザイン誘導について、成果が現れているところである。さらに市独自の屋外広告物条例として、古都鎌倉特定区域の設定や地域の活性化に資するエリアマネジメント広告の取組を加味して進めている。罰則等については、基本的には神奈川県条例を踏襲するが、過料について追加を検討しているところである。

西村会長 今まで県の条例を使っていたというのは、そもそも法律で都道府県が条例をつく ることになっているためである。

牧田委員 屋外広告物条例について、独自の条例を制定されるというのは方向性として当然 のことと思う。これまでも商業者として色彩の面で協力をしながらやってきた。小 町通りも商店街の皆さんがパトロールをしながら努力をしている現状を委員の皆様 にも分かっていただきたい。もちろんこういうものが加わっていくということは非 常に喜ばしいことだと思っている。

ロードプライシングの件について、一旦技術的な問題があって、なかなか実施の方向にいかず、立ち消えになってきたような気がしていた。新たに事業に加えるということは、着実に今後この方向でやっていくということなのか。それともそれを検討していくということなのか。パークアンドライドも実施から 10 何年経っていると思うが、私共商業者も市に毎年確認をしながら、環境手形を持ってきた方にサービスをする等の様々な特典を出す取組を行っている。ただし、実際お使いになるお客様が少ないのと、今年はこれだけ使いましたという報告を市からいただいていない。今後、既存事業の見直しを行うにあたっては、しっかりと取組をフォローできるように計画の中で改めて、実質的な方法も決めていければいいのではと思う。ロードプライシングについて、今後も鎌倉市として進めていくということが決定したということでこの計画に入れるのか。これに関しては事業者としては非常に利害が大きな問題になってくるので、教えていただきたい。

事務局 交通需要マネジメント事業は、平成8年度から取組を進めているものであると事業担当課から聞いている。交通需要マネジメント事業は渋滞の解消の視点だけではなく、自動車から公共交通への転換施策を交通事業者と共同で実施し、また、ロードプライシングの事業の実施により空いた地域内で歩行者空間の尊重を図ることが掲げられていることから、今回中間評価の事業の見直しの中で、事業名称自体を「交通需要マネジメント事業」から「人と環境にやさしい徒歩と公共交通を中心としたまちづくり事業」に変更している。こちらについては、国の支援も得ながら事業を引き続き継続していきたいと事業担当課から聞いている。説明が不足している点は申し訳ないが、引き続き協力をお願いしたい。

屋外広告物条例についても、商業者の皆様に協力をしていただいており、鎌倉が 鎌倉らしいまち及び景観であるためには、地元の商業者の皆様や市民の皆様の協力 が欠かせないと思っている。条例内容が県条例から市条例に移行する中で、エリア マネジメントという新しいまちづくりの視点も入れて検討しているので、引き続き 協力をいただければと思っている。

- 西村会長 ロードプライシングに関しては、すぐ実施するというのではなく、今後も検討を 進めるということであるとの事務局の説明である。
- 波多辺委員 私は事業者の立場での質問になるが、以前から話をしていたが、ロードプライシングについては、法的な解釈が非常に難しい部分がある。国土交通省だけではなく総務省とも話を進めないとロードプライシングは進めることはできない。税金の二重的な取り方という形になってしまうので、それを法的にどう整理するのかというところが問題になると思う。国土交通省と総務省の両方と話を進めているのか伺いたい。
- 事務局 進捗を事業担当課に確認し、後日報告する。国土交通省だけでなく総務省とも連携が必要ということを伝える。
- 波多辺委員 法整備上、総務省とよく話をしないとロードプライシングの実施ができないと思 う。国土交通省だけでなく総務省と話を詰めていただき、そしてその経過を報告し てほしい。

西村会長事業担当課に確認し、次回協議会までの宿題として報告をお願いしたい。

牧田委員 緑地維持管理事業について、今後一番の懸念は、地球温暖化による環境の急激な変化である。多雨や集中豪雨で非常に大きな災害が起こる頻度が高まるおそれがある。鎌倉市が持っている緑地だけでなく、隣接する民有樹林地からの災害なども想定される。事業内容を変更するとのことなので、市有緑地内では61か所必要なところがあるのだと思うが、災害という観点から少し補強していただきたい。

事務局 緑地関係の事業について、資料5の19ページから21ページまで「樹林維持管理事業」、「緑地維持管理事業・緑地維持管理計画推進事業」、「緑地保全事業」といった関係事業がある。現在、鎌倉市みどりの基本計画の改定作業を進めており、緑地の維持管理について、大きな課題ととらえて作業を進めている。森林環境譲与税の制度を活用し、令和3年度から個人所有者が行う維持管理作業について助成金を交付する制度が始まったところである。災害時の対応を含めて、みどりの基本計画の見直しを進めているので引き続き協力をお願いする。

田中委員 緑地に関して、鎌倉の寺はどこも山林を抱えるところが多い。昨年、鎌倉市内のよその寺から、15m位の崖上に生えている樹木の伐採について、市内の建設会社に見積を依頼すると足場だけで数百万かかると相談された。高所作業を主に行っている業者を知っていたので紹介し、金額も随分安く伐採できた。鎌倉市内の山林の維持をどこに依頼すればよいかわからないという方が多いのと業者も少ないという状況がある。林業がどんどん衰退し、山の手入れをする人も仕事がないので手が空いてしまい、山も荒れ、悪循環になると聞いている。市が主体となり、「この時期に山の管理をする人が来ますが皆さんどうですか」というようなマッチングを行うことで、山の管理をしやすくするということも緑地保全のために必要であると思う。山梨で林業を行っている方を知っているが、やはり仕事が少ないと林業の衰退につながるという話を聞く。最近、台風の被害も頻発しており、これから先は倒木してから撤去するのではなく、普段の管理のしやすさも災害対策の上では非常に大きな意味を持っていると思う。いろいろなシミュレーションをして進めていくのがいいと思う。

西村会長 大変重要なご指摘をいただいたので、ぜひそのようなことを考えながらやってい ただきたいと思う。

村田委員 ただいまの話であるが、直近で鎌倉風致保存会は大変な苦労をしている。まず昨年笹目緑地の中で倒木があり、それが麓の家の屋根を突き破って賠償を要求され、トラブルになっている。十二所果樹園も大変な被害が出ている。地球温暖化で樹木が異様に早く成長し、そこにたくさんの雨が降ると地盤が弱くなり、大きな木が倒れるということが今後頻繁に起こると考えられるため、定期的なパトロールが必要だと思う。風致保存会では決められたハイキングコースのパトロールを行っているが、ハイキングコースではないところでも起こり得るので、地域で見守る方というのをお願いし、事前に手を打つ方が損害も少ないと考える。

来年は鎌倉を舞台にした「鎌倉殿の13人」という大河ドラマが放映されることになっている。今年の渋沢栄一を観ていると、実際のゆかりの場所が番組の後に映されている。しかし、北条義時の墓は大変な荒れ放題となっている。階段の手すりは

できたが、テレビで映されたら恥ずかしいため、整備した方がいい。北条常盤邸跡 も、鎌倉風致保存会が時々草取りを行っているが、あのままでは寂しい。解説板が 一応あるが、もう少し気を使った方がいいのではないか。やっと永福寺跡の形がし っかりとしてきた。この機会に整備をするとよいのではないか。

岡委員

資料5の事業番号2-2「北鎌倉県道沿い歩行空間整備事業」について、民有地の関係で非常に進行が難しく、事業を伸ばして取り組むということを理解した。市民としては、ここで車を運転していると、歩道の皆さんがあふれてきてとても危ないと日々感じている。民有地を整備するのは難しいと思うが、例えば歩道上にある電柱を地中化するなど、公共が持っている土地でできることを検討していないのか。この事業は長くなっても解決していただきたいと思っている。

事務局

鎌倉の歴史的風致の中でも緑地の維持管理が重要な視点であるということは、中間評価の当協議会からの意見の中でもいただいている。市でも、令和3年度に機構改革があり、みどり課・公園課・がけ地の担当を一つの課とし、みどり公園課として災害対策とみどり保全を一体的に取り組んでいる。森林環境譲与税などの国の制度との関係や庁内の検討体制についても調整しながら引続き取組を進めていきたいと思う。また、緑地のアドバイザー制度の活用についても進めていきたいと思う。

大河ドラマ「鎌倉殿の 13 人」への対応については、大河ドラマ担当を市で設置し、商工会議所・観光協会・地域の団体の皆様の協力をいただきながら準備を進めているところである。永福寺跡のように整備ができるとよいが、まだ不足している点もあるのは否めない。大河ドラマ担当に皆様からの意見を伝えて準備をしていきたいと思う。

「北鎌倉県道沿い歩行空間整備事業」については、用地の件で苦労していること もあるが、北鎌倉駅からの歩行空間というのが狭隘な道路になっている。事業担当 課等と調整しながら具体的方策について検討していきたいと思う。

村田委員

芸術文化財団の立場で伺うが、鎌倉文学館の工事が来年からということだが、鎌 倉は文学館だけではなく歴史的な建物がいくつも残っているが、有効に使われてい るものが少ない。現在使われている吉屋信子記念館でさえ、庭がいつも荒れており、 館の中だけは使われるが、庭が有効利用されていない。年に一度位、草取りをして 綺麗な時期もあるが、晴れた日には庭に椅子や机を出すと庭と建物がトータルに眺 望でき、非常にいい空間となる。鎌倉文学館から続く吉屋信子記念館とその先にあ る旧諸戸邸(旧長谷こども会館)も整備されればなかなか鎌倉らしい趣である。その 先には川端康成邸もあり、あの通りは「鎌倉文学の道」などと名付けて文化のまち 鎌倉の誇れる街なみというような整備をすればいいと思う。鎌倉は北鎌倉の歴史的 な部分から、海沿いの今風なリゾート的な部分といろんな顔を持っているので、地 域ごとにキャッチコピーをつけるとすごく分かりやすいし、アピール度も高くなる と思っていた。この協議会ではそこまで考えないのか。50 年前に「鎌倉市民」とい う雑誌があり、原実さんという方が編集長でいた。この雑誌に私も何回か鎌倉市に ついて随筆を連載していたことがある。その中で広告・塀のデザインや色彩を揃え るとよいと提案したことがある。先ほどの話の中で50年も経って、今また同じ話が 繰り返されているということに、半分懐かしいが、半分は驚きを感じている。こん なに長い間こんなにいい街である鎌倉市がいつも少し進んでは後戻り、少し進んでは後戻りしているというのが住んでいる私の実感である。今回はこの協議会に参加しているので、鎌倉が素晴らしい街になるように一歩前進してほしいと思う。

事務局 今回事業の中で、事業番号4-9「鎌倉市にふさわしい博物館事業」がある。令和 2年6月に策定した鎌倉市にふさわしい博物館基本構想を基に同基本計画の策定と 事業の推進を図るものである。基本構想で示しているエコミュージアムの構築の考え方(地域を一つの博物館としてとらえ、一体的に整備・運用していく考え方)は、 歴史的風致維持向上計画と親和性が高いものである。コロナ禍で検討が遅れているが、鎌倉国宝館や鎌倉歴史文化交流館をコア施設として、サテライト施設に史跡、 文化施設、歴史的建造物及び自然環境をつなぐようなネットワークを構築する構想を持っているので、このような事業と連携しながら歴史的風致の維持向上につなげていきたい。

西村会長 先ほど、原実さんという懐かしい名前があがった。全国の歴史的風致保存連盟の 運動が古都保存法を生んだ。平成 20 年に施行された歴史まちづくり法は古都保存 法の全国展開という意味もある。古都保存法は古都にしか適用できないが、それが 全国に展開され、歴まち計画が全国の都市で出来るようになった。ある意味、原さ ん達がやってこられたことが先に広がっている。後退もしているが前進もしている と思う。

西村会長 他に意見等あるか。

委員一同 意見なし

(4) その他

事務局 今後のスケジュールについてだが、いただいた意見と来週から予定しているパブ リックコメントを踏まえ、意見を整理し、また 12 月に次回協議会を開催したいと 思う。日程調整について早めに皆さんに連絡する。

(5) 閉会

西村会長 本日の議題は以上で終了となる。

事務局 令和3年度第1回鎌倉市歴史的風致維持向上計画協議会を閉会する。

以上

鎌倉市歴史的風致維持向上計画協議会名簿

委員(敬称略)

安县	区分	氏名	役職等	出欠
1	学識者	赤松 加寿江	京都工芸繊維大学准教授	0
2		○小林 紀子	横浜市歴史博物館主任学芸員	0
3		◎西村 幸夫	国学院大学教授	0
4	関係社寺	田中 密敬	極楽寺住職	0
5		龍山 源和	鶴岡八幡宮庶務課長	_
6	市民	大木 淳	公募	0
7		岡 由雨子	公募	0
8	関係団体	村田 佳代子	公益財団法人鎌倉風致保存会常務理事	0
9		小川 サヨ子	公益財団法人鎌倉市公園協会理事	0
10		牧田 知江子	公益社団法人鎌倉市観光協会専務理事	0
11		波多辺 弘三	鎌倉商工会議所専務理事	0
12	関係機関 (神奈川県)	齋藤 貫	県土整備局都市部都市整備課長	0
13		菅原 一郎	教育局生涯学習部文化遺産課長	0
14		峯村 徹哉	県土整備局藤沢土木事務所長	0
15	鎌倉市	佐々木 聡	教育文化財部長	0
16		能條 裕子	環境部長	0
17		吉田 浩	都市景観部長	0

◎:会長 ○:副会長

事務局

区分		氏名	役職等	出欠
1		杉浦 康史	都市景観部次長	0
2		奥山 信治	都市景観課長	0
3	鎌倉市	前田 信義	都市景観課風致担当係長	0
4		藤原 一成	都市景観課風致担当係長	0
5		白土 理恵	都市景観課風致担当主事	0